



# 外国人の方の免許手続について

外国人の方が運転免許証の更新及び記載事項変更手続を行う際には、在留カード等の提示が必要となります。  
(※マイナ免許証を提示される場合は、在留カード等の提示の必要はありません。)

## 住民基本台帳法の適用を受ける外国人の方

以下のいずれかが必要となります。

- ①在留カード
- ②特別永住者証明書
- ③在留期間等を記載した住民票

住民基本台帳法の適用を受ける外国人の方とは、在留資格をもって在留する外国人住民（中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者）の方です。

## 住民基本台帳法の適用を受けない外国人の方

①外務省の発行する身分証明書又は②権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるものかつ③公の機関が発行した住所を確かめるに足る書類又はこれに準ずるもの

※①外務省の発行する身分証明書に個人の住居表示がある場合は、③の公の機関が発行する住所を確かめるに足る書類は必要ありません。

### 外務省の発行する身分証明書

- ①外交官身分証明票
- ②領事館身分証明票
- ③身分証明票
- ④国際機関職員身分証明票

### 権限のある機関が発行する身分証明書 (国家公安委員会が定めるもの)

- ①外交又は公用の在留資格が表示された証印のある旅券
- ②在留資格認定証明書
- ③在留資格認定証明書の発行を受けることができる在留資格が表示された査証及び証印のある旅券
- ④在日米軍の身分証

提示がない場合は、各種手続はできませんのでご注意ください。



**詳細は、静岡県警察 HP を確認してください**  
静岡県警察本部交通部運転免許課

